

## 令和5年度北播磨地域づくり活動応援事業（一般枠）Q&A

令和4年度から制度や補助手続に変更がありますので、下記のQ&Aをご参照ください。

- 1 採択は原則3回までとあるが、1回目が採択されると、3回までは必ず採択されるのか？

必ず採択されるわけではありません。年度ごとに事業申込をして、審査を受けていただく必要があります。2回目の申請であっても審査会で不採択になることもあります。

- 2 令和4年度から起算して、2回目以降の補助率が低減するのはなぜか？

当補助金は、事業のスタートを応援するものです。補助終了後も事業を継続できるよう、自己資金の確保などを促すため、補助回数に応じた補助率を設けています。

例えば、令和4年度に採択され、令和5年度に補助回数が2回目になる申込団体は、全体事業費のうち補助対象経費が60万円の場合は、申込額の上限は40万円になります。残りの20万円は自己資金で負担していただくこととなります。

- 3 「事業実施報告の決算額においても申請時の補助率が適用」されるとはどういうことか？

上記2の例では補助率が2/3のため、例えば補助金交付決定額が20万円になった場合、全体事業費が最低30万円以上の事業を実施していただき、全体事業費と補助金の差額を自己資金で負担していただくこととなります。したがって、申請時に記載した自己資金額は確保するようお願いいたします。

なお、全体事業費のうち補助対象経費が交付決定額を上回った場合においても、補助金の支払いは交付決定額が上限となります。

- 4 審査会や補助金額が決定するのは、いつごろか？

令和5年度の審査会は、令和5年5月12日（金）を予定しています。補助金額は審査会后、概ね1ヶ月以内に決定し、通知します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響でスケジュールが変更になる場合があります。

- 5 補助金の申込と交付申請とは、別か？

別です。補助金の申込は審査会に事業内容を提案いただくためのものです。申込をして審査会で採択された後、改めて交付申請を行っていただく必要があります。交付申請は審査会で決定した金額に基づいて、事業計画や経費の積算をしていただくもので、交付申請書提出後の補助金交付決定通知をもって、正式な補助金交付事務処理の完了となります。

6 補助金の交付申請に必要な書類は？

交付申請書には次の書類が必要です。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画書（1－1， 1－2）※申込時の資料と同じ
- (4) 誓約書
- (5) 債権者登録書
- (6) 消費税の申告及び納税等の確認書

7 交付決定後は、事業内容を変更することは可能か？

審査会で事業内容も含め採択しているので、原則、交付決定した内容に基づき、事業実施していただきます。ただし、イベントの開催日や開催場所が変更になった場合などは、軽微な変更として変更手続は不要です。なお、決算額が補助金交付決定額に満たなかった場合には、補助額は決算額に補助率を乗じた額になります。

8 事業を実施することが困難になった場合は？

原則として、自己都合により中止することがないように事業計画を立ててください。ただし、天災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、不測の事態によりやむを得ず中止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書を提出してください。また、延期する場合は、補助対象期間内に実施していただきますようお願いいたします。なお、中止・補助対象期間外へ延期する場合、流用可能な物品は補助対象外とさせていただきます。

できるだけ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にも対応できるような事業計画をお願いいたします。

9 交付決定額よりも決算額が下回ってもよいか？

原則として、交付決定額よりも決算額が上回るように予算執行をお願いします。なお、やむを得ず、補助金額が変更になる場合は、変更手続をしていただくことになります。

なお、決算額が補助金交付決定額に満たなかった場合には、補助額は決算額に補助率を乗じた額に減額されます。